

平成 28 年度から適用される主な税制改正

公的年金からの特別徴収制度の見直し

仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

年間の徴収税額の平準化を図るため、**仮徴収税額**を「前年度の公的年金等に係る特別徴収税額(以下、年税額という)の 2 分の 1 に相当する額とする」こととされました。

- ・改正前 仮徴収税額＝前年度の本徴収税額の合計
- ・改正後 仮徴収税額＝前年度の年税額の 2 分の 1

(例)

年度	年税額	現行		改正	
		仮徴収税額 (4,6,8 月)	本徴収税額 (10,12,2 月)	仮徴収税額 (4,6,8 月)	本徴収税額 (10,12,2 月)
28	60,000 円	30,000 円 (各 10,000 円)			
29	36,000 円 (医療費控除の増等)	30,000 円 (各 10,000 円)	6,000 円 (各 2,000 円)	30,000 円 (各 10,000 円)	6,000 円 (各 2,000 円)
30	60,000 円	6,000 円 (各 2,000 円)	54,000 円 (各 18,000 円)	18,000 円 (各 6,000 円)	42,000 円 (各 14,000 円)
31	60,000 円	54,000 円 (各 18,000 円)	6,000 円 (各 2,000 円)	30,000 円 (各 10,000 円)	30,000 円 (各 10,000 円)

現行制度では、一度生じた不均衡が平準化しませんが、改正後は年税額が 2 年連続で同額の場合は平準化します。

転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

現行制度では賦課期日(1 月 1 日)後に市町村の区域外に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止(中止)され、普通徴収に切り替わることとされています。

年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収義務の効率化の観点から、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

※上記の公的年金からの特別徴収制度の見直しについての改正は、平成 28 年 10 月 1 日以後に実施する特別徴収から適用されます。

寄附金税額控除(ふるさと納税)の拡充について

特例控除額の限度額の拡充

平成 28 年度課税分から、市県民税における寄附金の特例控除額の限度額について、市県民税所得割の 10%から **20%**に拡充されます。

平成 27 年 1 月 1 日以降の寄附金から対象となります。

寄附金税額控除額の計算方法については[寄附金税額控除額の求め方](#)をご確認ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税をしたときの手続きの簡素化を図るため、確定申告を行わなくても市県民税の寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。(平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附金から適用)

制度の詳細は[ふるさと納税ワンストップ特例制度について](#)をご確認ください。